令和4年(ネ)第4956号 控訴人兼被控訴人(一審原告) 被控訴人兼控訴人(一審被告) 国家賠償請求控訴事件

国

証人尋問時におけるビデオ映像閲覧に関する意見書

5

2023年7月10日

東京高等裁判所第24民事部 木係御中

一審原告訴訟代理人弁護士

児 玉 晃



第1 意見の趣旨

証人尋問時には法廷内に設置された大型モニターを使用し、傍聴人にも同一の映像を閲覧できるようにするべきです。

15

第2 意見の理由

1 裁判公開の意味

審理の公開性は手続の透明性を確保し、それにより個人および社会全体の利益を守る重要な手段を提供するものです(資料①公正な公開裁判を受ける権利を保障する自由権規約14条についての2007年8月23日付自由権規約委員会による一般的意見28パラグラフ)。

20

兼子一・竹下守夫「裁判法 [第四版]」(有斐閣1999年)(資料②)でも、「この審判の公開の原則は、専制国家時代の秘密裁判、密室司法に対し、裁判の公正を担保し、司法に対する国民の関心と信頼を高めるために必要な近代司法の要求として、各国において広く採択されているところである。」とされて

います (同288頁)。

ですから、審理に供される主張・証拠は、傍聴人と共有する必要があるのです。

2 一審被告の主張について

これに対して、一審被告は、令和5年6月30日付上申書(以下「上申書」 といいます。)で、大型モニターで映像を示すことによる弊害を縷々述べてい ますが、いずれも理由になりません。

(1) 一審被告は、「本件映像を大型モニターに映出する方法等を採った場合、 これを見ることにより、施設内のカメラの位置、撮影角度、解像度等が明ら かになり、非違行為を助長するなど、施設の保安上の支障が生じるおそれが ある。」と述べています(上申書5ページ)。

しかし、甲28号証のビデオ映像は原審の2018年9月28日の第3回 口頭弁論期日に、乙12号証のビデオ映像は2019年3月22日の第5回 口頭弁論期日において提出され、その後今日に至るまで誰でも閲覧可能な状況にあります。この間、何ら非違行為は行われておらず、証人尋問時に大型モニターに映出する方法等を採ったところで、施設の保安上の支障が生じるはずがありません。

(2)また、一審被告は、「本件映像を直接視聴した傍聴人が、感情をあらわに したり、証人の証言に対して何らかの反応・発言等を行ったりするおそれが 高く、これにより証人が不当な影響を受け、公正かつ円滑な証人尋問の実施 が妨げられ、審理の円滑な遂行に支障を生じさせる危険がある」とも主張し ています(上申書5ページ)。

ですが、原審の審理過程においても、当審の第1回口頭弁論期日において も、傍聴人が審理に影響を及ぼすような反応・発言は一切ありません。一審 被告の主張は、何ら根拠のない憶測に過ぎません。

(3)そして、証人は入管の職員ですが、2022年1月14日に作成された「出

25

20

10

入国在留管理庁職員の使命と心得」「6」では「内外の様々な意見に耳を傾け、前例にとらわれず、広く国民の良識にかなう判断をするよう努め、当事者を含めた社会全体の理解を得られるよう必要な説明を尽くし、積極的な情報発信を行う。」ものとされています(資料③)。

このように「当事者を含めた社会全体の理解を得られるよう必要な説明を 尽く」すべき入管職員が、大型モニターで映像を流された程度のことで、公 正な証言ができなくなるというのは、どういうことなのでしょう。全く理解 ができません。

(4) さらに、原審においては大型モニターに映像を映出しながら証人尋問を実施しました。何らの弊害はありませんでした。

一審被告は、当時と状況が違うとか、原審の証人は医師であったなどと主 張をしていますが、全く根拠の乏しい憶測に過ぎません。

3 別件訴訟について

なお、一審被告は東京地方裁判所令和元年(ワ)第21824号国家賠償請求事件において、証人尋問実施時にビデオ映像を大型モニターに映出しないとされたと主張していますが、同事件の原告代理人に確認したところ、そのような措置をされたのは、同事件の審理過程において、当事者の精神疾患や具体的な法廷での態度、傍聴人の不規則発言が実際にあったことが理由でした(資料④参照)。本件ではそのような事実はないのですから、別件訴訟での審理方式は何ら参考になりません。

4 小括

以上から、一審被告の主張には理由がありません。憲法82条が公開裁判を 保障している趣旨から、傍聴人と同じ情報を共有すべきであり、原審同様、大 型モニターで映像を示すことにより証人尋問を実施すべきです。

以上 25

10

15

添 付 資 料

- ①自由権規約14条についての2007年8月23日付自由権規約委員会による一般的意見
- ②兼子一·竹下守夫「裁判法〔第四版〕」(有斐閣1999年)
- ③出入国在留管理庁職員の使命と心得

④児玉晃一作成2023年7月7日付報告書

市民的及び政治的権利に関する 国際規約 配布

一般

CCPR/C/GC/32 2007年8月23日

原文: 英語

自由権規約委員会 第 90 回会期 2007 年 7 月 9~27 日、ジュネーブ

一般的意見 32

第14条: 裁判所の前の平等と公正な裁判を受ける権利

I. 総論

- 1. 本一般的意見は、一般的意見 13(第 21 回会期)に代わるものである。
- 2. 裁判所の前の平等および公正な裁判を受ける権利は人権擁護の中心的要素であり、法の 支配を保障する手続的手段として機能するものである。規約第 14 条は司法の適正な執 行を確保することを目的としており、この目的のために一連の具体的権利を保障してい る。
- 3. 第 14 条はさまざまな保障をそれぞれ異なる適用範囲と組み合わせており、とくに複雑な性格を有している。第 1 項第 1 文は、法的手続の性質に関わりなく適用される裁判所の前の平等という全般的な保障を定めている。同項第 2 文は、個人に対し、刑事上の罪に問われている場合、もしくは自己の権利および義務が民事上の争いで決定される場合には、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を保障している。かかる手続では、第 1 項第 3 文に明示されている場合にかぎり、報道機関および公衆に審理を公開しないことが許容される。第 14 条第 2 ないし 5 項 は、刑事上の罪に問われている者が利用できる手続上の保障を定めている。第 6 項は、刑事裁判における誤審の場合に補償を受ける実体的権利を保障している。第 7 項は二重の危険の禁止を定め、それにより実体的自由、すなわち個人がすでに有罪ま

公正な審理の原則を損なうものである⁵¹。かかる遅延が資源の不足および慢性的な資金不足に起因している場合には、司法の運営のために、追加の予算資源が可能なかぎり配分されるべきである⁵²。

28. 刑事事件における、もしくは民事上の争いに関係するすべての裁判は、原則として口頭により公開で行われなければならない。審理の公開性は手続の透明性を確保し、それにより個人および社会全体の利益を守る重要な手段を提供する。裁判所は口頭審理の日時と場所に関する情報を公衆に入手可能にするとともに、公衆のうち関心を持つ人々の出席のために、とりわけその事案に対する潜在的関心および口頭審理の継続時間を考慮して、合理的な制約の範囲内で十分な便益を提供しなければならない53。公開審理という要件は、書面審理に基づいてなされる上訴手続のすべて54、あるいは検察官その他の公的機関によってなされる公判前決定手続55には、必ずしも適用されない。

29. 第14条第1項は、裁判所には、民主的社会における道徳、公の秩序もしくは国の安全を理由として、もしくは当事者の私生活の利益のために必要な場合において、または公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において、裁判所が真に必要があると認める範囲で、公衆の全部または一部に対して裁判を公開しない権限があることを認めている。このような例外的な場合を別として、審理は、報道陣を含む一般公衆に対して公開されなければならず、たとえば特定のカテゴリーの人々に対してのみ公開するようなことがあってはならない。裁判が公開されていない場合でも、基本的な事実認定、証拠、法律上の理由付けを含む判決は、少年の利益のために必要がある場合、または当該手続が夫婦間の争いもしくは子どもの後見に関するものである場合を除いては、公開されなければならない。

IV. 無罪の推定

30. 第14条第2項により、刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。無罪の推定は、人権擁護の根本をなすものであり、罪を立証する責任を検察に負わせ、合理的な疑いを容れない程度に罪が立証されるまでは、有罪の推定はできないことを保障するとともに、疑わしきは被告人の利益

⁵¹ Communications No. 203/1986, Munoz Hermoza v. Peru, para. 11.3; No. 514/1992, Fei v. Colombia, para. 8.4

⁵² 総括所見、コンゴ民主共和国、CCPR/C/COD/CO/3 (2006 年)、para. 21、中央アフリカ共和国、CCPR/C/CAF/CO/2 (2006 年)、para. 16 などを参照

⁵³ Communication No. 215/1986, Van Meurs v. Netherlands, para. 6.2

⁵⁴ Communication No. 301/1988, R.M. v. Finland, para. 6.4

⁵⁵ Communication No. 819/1998 Kavanagh v. Ireland, para. 10.4

ロスス

第一章 零 理 の 方 式

を借りて証拠調べを行う場合は、閑廷には当たらない。接廷で行わなければならないから、ある裁判所の裁判官が、その担当事件のため出張して、他の裁判所の法廷の施設

規則五号7、裁判所書記官の廢康に関する規程(昭和二七年最高敦規程九号))。開廷中は、裁判官および書記官は、法服を着用して降まなければならない(教判官の制服に関する規則(昭和二四年最高教

照 砂温 温泉

れている場合には、裁判所の決定により、閻魔等をしうる者を当事者に限ることができる(民訴法九二条)。させているが(民訴法九一条、刑訴法五三条)、民事訴訟では、私生活上の重大な秘密および営業秘密が記載または記録さ号舎(三)。なお、訴訟法は、訴訟記録についても、原則として、一般人にその閻魔を許すこととして、公開の趣旨を徹底条「項」。訴訟法上公開の規定に違反した場合は、常に上訴の理由が認められる(民訴法三二条三項五号、刑訴法三七名三次の理由の開示は公開法廷でされなければならず(同法三四条)、刑事被告人に迅速な公開裁判を保障している(同法三七である。わぶ憲法も「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」ものとし(憲法八二条一項)、その他、抑留、构法に対する国民の関心と信頼を高めるために必要な近代司法の要求として、各国において広く採択されているところなければならない。この審判の公開の原則は、専制国家時代の秘密教判、密室司法に対し、裁判の公正を担保し、可法正における審理およびこれに基づく裁判の言渡しは、公開して、すなわち一般公衆の傍聴できる状態で行わ

の意見でなく、全員の一致した意見によらなければならない。公開を停止した場合は、傍聽人を退廷させるに先立っ独審判の場合は、その裁判官の決定によることになるが、合議割の場合は、その決定は、通常の場合のように過半数することができる(意法八二条二項本文)。裁判官とは、その事件を担当する狭義の裁判所を構成する者であるから、単② 対審の公開は、裁判官の全員一致で、公の秩序または善良の風俗を害する虞れがあると決した場合には、停止

ある。 は、これを退延させることはできない。なお、法廷の傍聴については、裁判所侍職規則 (昭和二七年最高數銀則二一号)が序維持の必要上 (同法七一余二項)、または証人が被告人の面前では十分な証言ができない場合 (刑訴法二八一条の二) の外とは差し支えない。また当事者およびその代理人は、審理に立ち会わせなければならないから (当事者公開)、法廷の秩の際は再び入廷を許す必要がある (裁判所法七○余)。一般の公開を停止した場合でも裁判所は特定の者の侍聴を計すこて、その旨および理由を告げなければならない。また判決の言懐しは、常に公開して行わなければならないから、そ

公開事件だということになるわけではない。る。それ故、財産権は憲法が保障しているからといって (同法二九条)、個人の財産権に関する訴訟事件がすべて絶対的権利が問題となっている事件というのは、その保障、特に国家権力による干渉侵害が問題となっている事件の意であ権に期待されるものであるから、その行使について特に国民の監視を可能にする趣旨からである。したがって国民のっている事件の審理の公開は、停止することができない (憲法八二条二項但書)。これは、人権の保障は最終的には司法○ 公開停止の事由があっても、政治犯罪、田阪に関する犯罪または憲法の保障する国民の基本的権利が問題にな

法二一条、市民的及び政治的権利に関する国際人権規約一九条、感法一四条、同八二条等に違反するとして、国家賠償訴訟を提定す該主が、各公判期日に法廷内でメモをとることの許可を申請したが、いずれる不許可となったので、裁判長の右の不許可処分は、憲びその法的規制の研究の一環として、東京地方裁判所におけるよる否所得法違定被告事件の公判を傍聴していたアメリカ合衆国の弁とは許されない旨を濁示し、ただ司法記者クラブ所属の新聞記者等には、これを許す取扱いであった。ところが、日本の監券市場及(裁判所法七一条)、従来、多くの裁判所では、予め、一般の傍聴人は法廷内においては、裁判長の許可を受けない限りメモをとるになるの問題である。法廷内の秩序維持は、法廷零案権の内容として裁判長(又は開廷をした一人の裁判官)の確限とされているが(一)裁判の公開と傍聴人が法廷でメモを取る自由 数判の公開により法廷を告請するさが、法廷内においてメモをとるとこれ許さ

岩岩紹介

昭和34年 第13期間法修習生修了 **昭和30年** 東京大学海学部中業 *** *** 范区

昭和32年3月 東京大学数授を退職 昭和4年 東京帝国大学法学部卒業 **と弁護士となる。 医产品的 東京帝國大学教授**

現在 發而台大學或 一樣大學 帝细樂戰令氏婦辭點被將出令 所民事裁盟制定諮問委員会委

名潜藏殿, 法学簿士

公共企業体等労働委 计划计划 員会会長 昭和35年12月

長・極度法部会長, 最高裁判 匹,巴洛铝既沿神群器金梁直

> 凝米 **克里尔**

计照谐器

強制線行法、(昭34、並大道) 民務市政治(1)(昭34、在東盟) 条線民事院院(1)(阿35、 以文庫) 条線民事院院(1)(阿37、 弘文庫) 房庫保事院投资。(四37、 弘文庫) 民事法形实济、(四37、 弘子庫店) 民事業於宋济、(四37 西井庫店) 表株と、新地、(第32 西井庫店) 表株と、新地、(第32 西井庫店) 民事法確究第1章(四15 弘文堂)

条席会社更生法上・中・下部(共権)

文屋) 民寿敬行における実体省と手総務 (平2 有宏閣), 招保権と民事単行・ 超短手線 (平2 有整関)

(現49 弘文章) 不趙盛恭行表の研究(研22 有整題) 民事寺行法の協定(昭60 有毀題) 秦蔣民華蔣敦先 [共著](昭61 弘

₩., 獬 法律学全集 34

法 (第四颗)

		層
10.2 記載器	100	1 N 1 (
· 克斯· 克斯· 斯斯· 斯斯· 斯斯· 斯斯斯斯斯	新阪市政治 第 1	新 門 四 門 関 関 動
器备效件 8 馬超田國祖 88 年 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8	50年5月20日	8年6月20日 11年10月30日

4 槲

毌

种

が、部一年後が

th

(101-0051) 東京都千代田区神田神保町 2-17 (198-0004) 東京都青梅市根ケ布 1-365 抻

仁

発

H Ξ 州

噩

딦

[101-0051] 東京部千代田区沖田洋保町 2-17 ₩ 痯 株式会社 戸

仁

絥

電話 (03) 3264 - 1314 (編集) 3255 - 6811 (路集) http://www.guhikaku.co.jp

株式会社 藩 奥 社和田製本工業株式会社第三字製業株式会社専日井工場をイニック株式会社 本文品紙 K B K

◎1999, 惹于泰子·竹下守夫, Printed in Japan ★炉面はケースに敷示してあります。 若丁・組丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-00773-X

国本書の全部または一部な業所で徴写複製(コピー)することは、著作権 表上での原外を除る、禁じられています。本書からの選手を希望され る場合は、日本復写権センター(03-3401-338)にご選挙くたさい。

ריוו 脞 浬

46	外国の最高裁判所163	雅認的裁判 314
}	(アメリカ)163	
安全保障条約61	(イギリス)163	严
مر دنیم	(F4 %)164	""
	(フランス)164	
意 見	外国の裁判官制度235	※
違豪審查権21,85	(アメリカ)	
連影審査樹86	(イギリス)235	
アメリカの86	(F4 ")237	凝
ドイツの――87	(フランス)238	紫世堡山
フランスの	外国の弁護士制度366	
違憲案査の諸技術108	(アメリオ)368	温
違憲審査の方法	(イギリス)367	家庭裁判所調查官206.283
逢憲の争点を提起する適格	(ドイツ)	協
301108	. (アランス)369	家庭裁判所調查官權 …206,283
違憲判決の効果96	外国の法曹基政制度399	可分性の避難102
違憲判断の方法91	(アメリカ)400	仮差押え・仮処分334
一	(イギリス)400	
一般的効力說37	(F4 %)401	强
' C	(フランス)401	の改革213
	外国の法律扶助制度416	***************************************
ウィーン条約82	別→110	
頒和事件39	(1 2 3 2)417	簡易裁判所判等2.14, 249
"	(スウェーデン)423	簡易裁判所判事選考委員会
•	(ドイフ)	250
割薬飯物・アライヴァシーの	(フランス)	<u> </u>
保護と公開の原則293	外国弁護土問題396	麗 曜295
40	外国弁蓋土問題研究会397	
	外国法事務弁護士391	ю
大律事件55	会社更生手続開始の手続 …355	蒙員定数配分規定違害訴訟
公の難拗	開 廷	76, 100, 101
4	外地の裁判制度58	機関訴訟329
	122	危 訴332
階級司法20	下級裁判所132	規 则90
外交使節等と被判権、・・・・・・・79	の違憲客者権89,97	規則事項119
外国国家と裁判権82	の裁判官248	規則制定権117,189
外国裁判所ノ嘱託ニ因ル失助	の裁判官任命252	の範囲119
孫298	各種の裁判手続320	委員会 ····

出入国在留管理庁職員の使命と心得

「出入国在留管理庁職員の使命と心得」は、出入国在留管理行政に携わる全ての職員が、国民から負託された使命を見失うことなく、自信と誇りを持って職務に当たるとともに、出入国在留管理行政が適正に行われ、国民の信頼と期待に応えることができるよう、出入国在留管理庁職員が果たすべき使命と心得を示すものである。

【出入国在留管理庁職員の使命】

現代国際社会において、主権国家の権能である出入国在留管理は、その重要性をますます高めている。その中において、我が国の出入国在留管理行政の基本的な役割は、全ての人々の人権を尊重しつつ、我が国に入国し、又は出国する全ての人の出入国及び我が国に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ること、難民の地位に関する条約の締約国として、難民を保護すること、そして外国人の受入れ環境整備に係る総合調整を行うことである。

我が国において、これらの役割を担う出入国在留管理行政は、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑であって厳格な、しかも、適正な出入国在留管理を実現することを目指す。また、諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護することを目指す。さらに、関係機関と連携し、日本国民と我が国社会に受け入れた外国人の全てが良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現することを目指す。これらを実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することこそ、国際社会で名誉ある地位を希求する我が国の出入国在留管理行政の使命であり、我々出入国在留管理庁職員の使命である。

【出入国在留管理庁職員の心得】

出入国在留管理行政に携わる全ての職員は、国家公務員として、国民全体の奉仕者であることを常に念頭に置き、秩序ある共生社会の実現に寄与する使命を担っていることを自覚するとともに、そのような重大な使命を負託した国民の信頼に応えなければならない。

そのためには、以下の点に特に留意しつつ、高い職業倫理を保ち、絶え間ない自己研鑽に努め、自身の判断が真に社会全体の利益にかなうものとなっているか、常に自問しながら、自信と誇りを持って公正な判断を行い、誠心誠意、職務の遂行に当たらなければならない。

- 1 出入国在留管理行政の専門家としての矜持を持つ 出入国在留管理行政の専門家としての自覚を持ち、法令等を精読し、業 務上の知識を養うとともに、求められる規範を遵守する。
- 2 広い視野を持ち職務遂行能力を高める 常日頃から国際情勢を含めた社会の動向の把握に努め、研修や多様な社 会経験を通じて教養と良識を深め、広い視野と柔軟な思考能力を涵養し、 職務の遂行に活かす。
- 3 公正な目と改善の意識を持つ 業務が公正に行われているかを常に意識し、改善すべき点は躊躇なく意 見を述べ、又は自ら見直す。
- 4 人権と尊厳を尊重し礼節を保つ 人権と尊厳を尊重し、人と接するあらゆる場面において、相手の立場、 文化や習慣に十分に配慮しつつ、礼節を保ち、丁寧に接する。
- 5 心情を理解しつつ冷静さを持つ 相手の心情を理解しつつも、感情に流されることなく、常に冷静さを失 わずに毅然と対応する。
- 6 聴く力と話す力を養う 内外の様々な意見に耳を傾け、前例にとらわれず、広く国民の良識にかなう判断をするよう努め、当事者を含めた社会全体の理解を得られるよう必要な説明を尽くし、積極的な情報発信を行う。
- 7 多様な関係者・関係機関と良好な関係を築く 適正な出入国在留管理行政は、関係者・関係機関の理解と協力なくして 実現しないことを認識し、国内外、官民を問わず、関係者・関係機関との 良好な関係の構築に努める。
- 8 風通しの良い組織風土を作る 職員同士が互いに敬意を払い、自由に意見を述べ、自ら判断し難い事柄 については速やかに同僚や上司に相談・報告できる風通しの良い組織風土 作りを心掛けるとともに、セクショナリズムに陥ることなく、組織が一体 となって課題に対応する。